

## 久喜市地域公共交通会議について

### 1 地域公共交通会議とは

地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるために、地域の実情に応じた公共交通の運行の態様及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、道路運送法に位置付けられるもの。

地域公共交通会議を設置することで、協議結果に基づく道路運送法の手続き（運賃設定や路線設定、使用車両数など）が簡素化・弾力化することが可能となる。

### 2 久喜市地域公共交通会議の構成員（25人）



### 3 久喜市地域公共交通会議の協議内容

- ① 地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- ② 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- ③ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

### 4 委員の任期、会議の予定

- ① 任 期：令和3年7月1日～ 令和5年6月30日 【2年間】
- ② 会議の予定：年4回程度開催予定